

1. 環境基準等一覧

《大気汚染関係》

1. 二酸化硫黄等（環境基準）

(1) 環境基準及びその達成期間

(昭和 48.5.8 環境庁告示第 25 号 最近改正 平成 8.10.25 環境庁告示第 73 号～74 号)

物質	環境上の条件（環境基準）	達成期間	測定方法
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下	維持又は 5 年以内に達成	①溶液導電率法 ②紫外線蛍光法
一酸化炭素※ (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下	維持又は早期に達成	①非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成	①ろ過捕集による重量濃度測定方法 ②光散乱法 ③圧電天秤法 ④β線吸収法 (②～④は、①の重量濃度と直線的な関係を有する量が得られるもの)
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下	①ゾーンを超える地域は 7 年以内に達成 ②その他の地域は維持又は大きく上回らないこと	①ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 ②オゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (Ox)	1 時間値が 0.06ppm 以下	維持又は早期に達成	①中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法又は電量法 ②紫外線吸収法 ③エチレンを用いる化学発光法

- 備考 1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒径 10 μm 以下の物質をいう。
2. 二酸化窒素の達成期間について、本件は全てゾーン以下の地域に区分されている（昭和 53.7.11 環大企第 252 号、昭和 53.7.17 環大企第 262 号、昭和 54.8.7 環大企第 310 号）。
3. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、NO₂を除く）をいう。
4. 炭化水素の環境濃度指針は、非メタン炭化水素の午前 6～9 時における 3 時間平均値 0.20～0.31ppmC（昭和 51.8 中公審答申）。
5. カドミウムの濃度暫定基準は、0.88 μg/m³（昭和 44 厚生省 カドミウム暫定対策要綱）。

(2) 評価方法

(昭和 48. 6. 12 環大企第 143 号、昭和 53. 7. 17 環大企第 262 号ほか)

区分	適用
短期的評価	連続又は随時に行った測定結果について、日又は時間を個別に評価する。
長期的評価	SO ₂ 、CO、SPM、NO ₂ の年間にわたる測定結果を、1日平均値の高い方から2%の範囲内にあたるものを除外した最高値により評価する。

- 備考
- 1時間値の欠測が4時間を超える日の1日平均値は、評価の対象としない。
 - 測定年間6,000時間未満の測定局は、長期的評価の対象としない。
 - 長期的評価における評価値は、「2%除外値」又は「98%値」という。
 - 環境基準の長期的評価に対応する年間平均値は、SO₂が0.012~0.015ppm(昭和48説明資料)、NO₂が0.02~0.03ppm。

2. 有害大気汚染物質(環境基準)

(平成 9. 2. 4 環境庁告示第 4 号)
(平成 13. 4. 20 環境庁告示第 30 号)

物質	環境上の条件(環境基準)	達成期間	測定方法
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下	維持又は早期に達成	①キャニスター又は捕集管により採取した試料をGC/MSで測定する方法 ②①と同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下		
テトラクロロエチレン			
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下		

- 備考 1年平均値は、連続24時間のサンプリングを月1回以上実施して算出する。
(平成 2. 1. 12 環大企第 37 号、平成 2. 1. 12 環大企第 26 号~第 27 号)